

今月のテーマ 相続時精算課税とは ～生前贈与をうまく活用するための仕組み～

「相続時精算課税(そうぞくせいさんかぜい)制度」は、親や祖父母などが、子や孫に生前贈与をする際に利用できる特別な制度です。

通常、お金や土地・建物などの財産を人にあげる(贈与する)と、「贈与税」という税金がかかります。しかしこの制度を使うと、一定の条件のもと、2500万円までは贈与税がかからずに贈与ができます。

つまり、「今のうちに子や孫に財産を渡してあげたい。でも贈与税が心配…」という方にとって、とても使いやすい制度です。

●どういう仕組みなの？

この制度の特徴は、「贈与時」ではなく「相続時(亡くなったとき)」にまとめて税金を計算するという点です。たとえば、あなたが息子に1000万円を生前に渡したとします。このとき、相続時精算課税制度を使えば、贈与税はかかりません(2500万円までは非課税)。その後、あなたが亡くなったときに、残された財産とあわせて、先に渡した1000万円も含めて「相続税」が計算されます。つまり、一時的に税金を「あと回し」にする制度といえます。

また、2500万円を超えた分については、贈与税が一律20%かかりますが、一般的な贈与税率よりも低くなるケースが多いため、節税効果があることもあります。

●利用するにはどうしたらいいの？

相続時精算課税制度を使うためには、いくつかの条件と手続きがあります。

- ・贈与する人(贈与者)は60歳以上の親または祖父母
- ・贈与を受ける人(受贈者)は18歳以上の子や孫

制度を利用するには、贈与した年の翌年3月15日までに、税務署に「相続時精算課税を選択します」と申告する必要があります(贈与税の申告書を提出します)。

一度この制度を選ぶと、同じ贈与者からの贈与については、通常の「暦年課税(年間110万円までは非課税)」に戻すことはできません。慎重に検討しましょう。

●注意点もあります

・相続税がかかる可能性がある

贈与した時点では税金がかからなくても、相続時にはその分も含めて相続税が計算されます。相続税のかからないご家庭では、制度のメリットが小さい場合もあります。

・贈与するごとに申告が必要

贈与をした年ごとに、毎年税務署への申告が必要です。手間がかかるため、税理士に相談される方も多いです。

・使い方を間違えると損をする可能性も

特に、将来相続税がかからないご家庭では、通常の「暦年課税(毎年110万円以内の贈与は非課税)」の方が有利な場合もあります。

●最後に

相続時精算課税制度は、上手に活用すれば「生前に財産を安心して渡せる」便利な制度です。ただし、手続きが少し複雑で、使い方によっては逆に不利になることもあるため、利用前に税理士や専門家に相談することをおすすめします。

「今のうちに、子や孫のためにできることをしたい」とお考えの方は、一度検討してみてはいかがでしょうか。

(見留昭彦)

大家さん・地主さんのための相談窓口

不動産のことならなんでもご相談ください！

日本地主家主協会

検索

NPO法人 日本地主家主協会

〒160-0023
東京都新宿区西新宿4-32-4
ハynesロフティ9F
TEL 03(3320)6281

